

問題 1 法人事業税の税額算定の考え方

ランク 標準時間

A 8 分

次の各問の事業税額を求めなさい。

問 1

1. 課税標準額は30,000,000円である。
2. 資本金の額は1億円である。
3. 事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）はA県、B県及びC県に設けており、分割基準である従業者の数は、以下のとおりである。

A県…30人、B県…45人、C県…25人、合計…100人

4. 税率は7.0%である。

問 2

1. 課税標準は以下のとおりである。
所得金額…20,000,000円、付加価値額…10,000,000円、資本金等の額…250,000,000円
2. 資本金の額は2億円である。
3. 事務所等はA県、B県及びC県に設けており、分割基準である従業者の数は以下のとおりである。

A県…50人、B県…80人、C県…70人、合計…200人

4. 税率は以下のとおりである。
所得割…1.0%、付加価値割…1.2%、資本割…0.5%

解 答 P.124

問題 2 事務所又は事業所

次のうち事業税において事務所又は事業所に該当するものを選びなさい。

- (1) 借ビルの一室に設けた事務所
- (2) 商品保管用倉庫（管理人を配置していない。）
- (3) 倉庫業者の倉庫（管理人を配置している。）
- (4) 従業員宿泊施設
- (5) 季節営業による2、3ヶ月程度の海の家
- (6) 1ヶ月程度の一時的な現場事務所
- (7) 自社製品の製造のための工場
- (8) 物品販売業を行う者の店舗
- (9) 材料置場（管理人を配置していない。）
- (10) 賃貸用マンション（管理人を配置していない。）

解 答 P.124

問題3 法人事業税の課税標準と税率

法人事業税の課税標準及び税率につき、次の表を完成させなさい。なお、制限税率については考慮する必要はない。

区 分		課 税 標 準	税 率
資本金の額 1億円超の 外形対象法人	付加価値割		
	資本割		
	所得割		
資本金の額 1億円以下の 所得課税法人	所得割		(、)、
特別法人 (信用金庫 ・医療法人等)	所得割		()、
収入金額課税法人 (電気供給業 (送配電事業等)) (導管ガス供給業) (保険業) (貿易保険業)	収入割		
資本金の額 1億円超の法人 電気供給業 (小売電気事業等・ 発電事業等・特定 卸供給事業)	収入割		
	付加価値割		
	資本割		
資本金の額 1億円以下の法人 電気供給業 (小売電気事業等・ 発電事業等・特定 卸供給事業)	収入割		
	所得割		
特定ガス供給業	収入割		
	付加価値割		
	資本割		

(注) 「税率」欄の () 内は、軽減税率である。

問題 1**解答****問 1**

- (1) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県} \quad 30,000,000 \text{円} \div 100 \text{人} \times \\ \text{C 県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 30 \text{人} = 9,000,000 \text{円} \\ 45 \text{人} = 13,500,000 \text{円} \\ 25 \text{人} = 7,500,000 \text{円} \end{array} \right.$$

- (2) 事業税額（それぞれ百円未満切捨）

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \quad 9,000,000 \text{円} \times 7.0\% = 630,000 \text{円} \\ \text{B 県} \quad 13,500,000 \text{円} \times 7.0\% = 945,000 \text{円} \\ \text{C 県} \quad 7,500,000 \text{円} \times 7.0\% = 525,000 \text{円} \end{array}$$

問 2

- (1) 分割課税標準額（それぞれ千円未満切捨）

① 所得金額

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県} \quad 20,000,000 \text{円} \div 200 \text{人} \times \\ \text{C 県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 50 \text{人} = 5,000,000 \text{円} \\ 80 \text{人} = 8,000,000 \text{円} \\ 70 \text{人} = 7,000,000 \text{円} \end{array} \right.$$

② 付加価値額

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県} \quad 10,000,000 \text{円} \div 200 \text{人} \times \\ \text{C 県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 50 \text{人} = 2,500,000 \text{円} \\ 80 \text{人} = 4,000,000 \text{円} \\ 70 \text{人} = 3,500,000 \text{円} \end{array} \right.$$

③ 資本金等の額

$$\begin{array}{l} \text{A 県} \\ \text{B 県} \quad 250,000,000 \text{円} \div 200 \text{人} \times \\ \text{C 県} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} 50 \text{人} = 62,500,000 \text{円} \\ 80 \text{人} = 100,000,000 \text{円} \\ 70 \text{人} = 87,500,000 \text{円} \end{array} \right.$$

- (2) 事業税額（それぞれ百円未満切捨）

A 県

$$\begin{array}{ll} \text{所 得 割} & 5,000,000 \text{円} \times 1.0\% = 50,000 \text{円} \\ \text{付加価値割} & 2,500,000 \text{円} \times 1.2\% = 30,000 \text{円} \\ \text{資 本 割} & 62,500,000 \text{円} \times 0.5\% = 312,500 \text{円} \\ \text{合 計} & 392,500 \text{円} \end{array}$$

B 県

$$\begin{array}{ll} \text{所 得 割} & 8,000,000 \text{円} \times 1.0\% = 80,000 \text{円} \\ \text{付加価値割} & 4,000,000 \text{円} \times 1.2\% = 48,000 \text{円} \\ \text{資 本 割} & 100,000,000 \text{円} \times 0.5\% = 500,000 \text{円} \\ \text{合 計} & 628,000 \text{円} \end{array}$$

C 県

$$\begin{array}{ll} \text{所 得 割} & 7,000,000 \text{円} \times 1.0\% = 70,000 \text{円} \\ \text{付加価値割} & 3,500,000 \text{円} \times 1.2\% = 42,000 \text{円} \\ \text{資 本 割} & 87,500,000 \text{円} \times 0.5\% = 437,500 \text{円} \\ \text{合 計} & 549,500 \text{円} \end{array}$$

問題 2**解答**

- (1)、(3)、(5)、(7)、(8)

解説

- (2) 管理人を配置していないことから、人的設備が無いため、事務所等に該当しない。
- (4) 事業性が無いため、事務所等に該当しない。
- (5) 季節営業の施設は 2、3 ヶ月程度のものであっても定期的に行われるものであることから、継続性があり、その他の事務所等の要件を満たすため、事務所等に該当する。
- (6) 一時的な現場事務所は継続性が無いため、事務所等に該当しない。

(9) 人的設備が無いため、事務所等に該当しない。

(10) 人的設備が無いため、事務所等に該当しない。

問題 3

解答

区 分		課 税 標 準	税 率
資本金の額 1億円超の 外形対象法人	付加価値割	付加価値額	1.2%
	資本割	資本金等の額	0.5%
	所得割	所 得	1.0%
資本金の額 1億円以下の 所得課税法人	所得割	所 得	(3.5%、5.3%)、7.0%
特 別 法 人 (信用金庫 ・医療法人等)	所得割	所 得	(3.5%)、4.9%
収入金額課税法人 (電気供給業 (送配電事業等)) (導管ガス供給業) (保 険 業) (貿易保険業)	収入割	収入金額	1.0%
資本金の額 1億円超の法人 電気供給業 (小売電気事業等・ 発電事業等・特定 卸供給事業)	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
資本金の額 1億円以下の法人 電気供給業 (小売電気事業等・ 発電事業等・特定 卸供給事業)	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所 得	1.85%
特定ガス供給業	収入割	収入金額	0.48%
	付加価値割	付加価値額	0.77%
	資本割	資本金等の額	0.32%